

1 開催概要

(1) 開催日時

令和４年３月２９日（火）１５：００～１６：４５

(2) 開催場所

WEB会議

(3) 出席者（五十音順、敬称略）

- ・ 伊藤 志麻穂
（広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長）
- ・ 北渕 明美
（安佐北区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長）
- ・ 坂原 立朗
（広島司法書士会 常任理事）
- ・ 神野 礼斉
（広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）
- ・ 手島 洋
（県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師）
- ・ 原本 明美
（公益社団法人広島県社会福祉士会 理事）
- ・ 増田 幸枝
（医療法人比治山病院 医師）
- ・ 松本 亮
（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員）
- ・ 三好 典子
（広島市観音地域包括支援センター センター長）

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所

(5) 広島市関係課（事務局）

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

広島市社会福祉協議会 生活支援課

(6) 傍聴人

０名

2 会議録

【議題1】国における第二期成年後見制度利用促進基本計画について
資料1-1及び資料2-2を用いて事務局から説明。

坂原構成員

第二期基本計画においては、都道府県による取組方針の策定ということで、これまでの市町村による取り組みについて、県と共同で取り組んでいくような内容になっている。今後どのように県と共同していくつもりなのか。

事務局

現時点で具体的には決まっていない。今後、県と協議の場を設けるなどして検討していきたい。

【議題2】広島市成年後見利用促進センターの運営状況について
資料2-1、資料2-2、参考1を用いて事務局から説明。

松本構成員

専門相談の実績について、相談対応を行う専門職の職種が偏っているが、何か理由があるのか。

事務局

相談申込時に、相談する内容を簡単に聞き取り、その内容に応じて適切な専門職を決定しているが、結果として偏りが出てしまっている。

松本構成員

不動産登記などについては、確かに司法書士が適任だと思うが、弁護士であっても対応できるので、ぜひ依頼していただきたい。

事務局

3月には、法律及び身上保護からの助言を要するもので、2つの専門職団体に依頼して実施したものがあつた。今後、必要に応じて複数の専門職に依頼することもあると思うので、引き続き協力をお願いしたい。

坂原構成員

30分という相談時間について、対応した司法書士から時間が足りないと聞いている。時間に余裕があるものにしていただき、今後も三士会を有効活用していただければと思う。

事務局

検討させていただく。

三好構成員

地域包括支援センターは、つなぎの支援をすることが多いが、成年後見利用促進センターには、どんな相談をつないだらよいのか示していただければと思う。また、地域包括支援センターからの相談にはどのようなものがあるか。

事務局

地域包括支援センターからの相談については、多くはない。地域包括支援センターとの関わりとしては、区地域支えあい課と地域包括支援センターによる関係者会議に出席させていただき、個別のケースについて、成年後見利用制度の利用の必要性について一緒に検討させていただいた。

伊藤構成員

障害者関係に対する広報が少ないように感じる。

障害者の場合、制度の利用を検討するのは本人の両親であることが多く、制度利用を難しく感じている方が多い。周りの支援者に制度のことについて広報、周知してもらえば、支援者が制度利用の橋渡しをすることができると思うので積極的に取り組んでもらいたい。

また、参考１の相談者について、本人からの相談は障害者が多いのか。

事務局

１２月に、広島市手をつなぐ育成会研究大会で講師としてセンター職員が出席させていただいた際に、育成会にセンターのチラシを２,０００部ほどお渡しした。その後、育成会の相談員と本人からの相談を含め、件数は増えている。内容としては、任意後見制度についての相談が多い。

原本構成員

専門職による相談について、不動産、法律の専門的な内容が多いと思うが、根本のところには認知症や障害という問題もあると思うので、社会福祉士の活用もお願いしたい。不動産に関する相談であったけれども、話を聞いているうちに福祉的な問題も出てくるケースもあるので、複数の専門職で対応することもあると思う。

事務局

３月に、２つの専門職団体による相談会を初めて実施したが、非常に良い相談ができた。今後とも良い相談会になるよう工夫していきたい。

【議題３】広島市成年後見利用促進センターにおける受任者調整について

資料３－１、資料３－２、参考２－１、参考２－２を用いて事務局から説明。

手島構成員

市民後見人の単独受任に向けた今後のプロセスとして、複数後見しているケースを単独にさせるのか、それとも最初から単独で受任させようとしているのか。

事務局

選任を行う家庭裁判所や、市民後見人の養成を行っている市社会福祉協議会と調整をしながら、来年度検討していきたいと考えている。

手島構成員

市民後見人の立場からすると、複数後見となる前に、市社会福祉協議会が持っているケースを通して、権利擁護支援に関する経験を積んだ後、市民後見人という位置づけに切り替え、市社会福祉協議会のバックアップも受けながら活動するという流れが今の段階では一番スムーズであると思うし、先行している自治体でもこのことは確認されている。市民後見人が段階的に独り立ちできるようなプロセスを考えてもらえればと思う。

松本構成員

現状では「かけはし」利用者で「こうけん」に移行したケースに限定し、市社会福祉協議会との複数後見でしか市民後見人は受任されないということか。

事務局

現時点ではそうである。

松本構成員

今のバンク登録状況を見ると、研修を受けても市民後見人になれないという状況になっているので、もっと間口を広げることを考えるべきではないか。地域で本人の身近にいる市民の方に寄り添っていくような後見業務を適切に行える方は既にバンク登録者にいると思う。いきなりは難しいと思うが、ある程度バンク登録者がいる中で、そういったことも考えていかなければならないと思う。

伊藤構成員

バンク登録者33名に対して市民後見人が1名しかいないことの要因は何か。

事務局

市民後見人になるためには、生活支援員や後見支援員としての実績を積んでもらうことになっている。このことは家庭裁判所でも重視されていることであり、大切にしたいと思っているが、コロナ禍により病院及び施設が面会を禁止とし、その影響で生活支援員のマッチングや、後見支援員の後見活動が実施できていない状況である。このことから、受任が進んでいない。法人後見としては、現在21件受任しており、病院や施設の面会禁止が解除になったところから、マッチングなど順次活動を進めていきたい。

松本構成員

書類関係の処理が必要ということから受任し、その処理が終わり、現在は財産管理のみ行っているケースを担当しているが、遠方に住んでいるので、頻繁に会うことも難しいような状況である。こういったケースは、市民後見人へのリレーを家庭裁判所へ打診し、家庭裁判所と広島市が協議し、市民後見人をマッチングさせることもできると思うので、そのような仕組みも検討していただきたい。

事務局

今後どのように市民後見人を増やしていくのかということについては、家庭裁判所とも意見交換しながら検討していくことになる。御意見は参考にさせていただく。

広島家庭裁判所

市民後見人を増やしていくことは、広島家庭裁判所としても課題と感じており、広島市、市社会福祉協議会とも意思疎通を図りながら考えていきたいと思っている。

当初は慎重に選任したいということもあり、実績を積んでいただくことをお願いさせていただいていたが、どのような方を、どのような形で選任するのかについて、家庭裁判所としても来年度は本格的な検討を進めていきたいと考えており、市社会福祉協議会との複数後見や、専門職からのリレーなど市民後見人の選任方法についてあらゆる方法を考えていきたいと思うので御協力をお願いしたい。

坂原構成員

参考２－１について、市民後見人の養成等に関する検討委員会のあり方について、何か考えているのか。

事務局

具体的には考えていないが、市民後見人養成事業がセンターに移管されることにより位置付けを見直す必要があるということである。センターの下部組織のようなイメージで、受任者調整を主に検討するものにできたらと思う。

坂原構成員

既存の検討委員会があるので、こちらを活用する形で引き継いでいけば良いと思う。

【議題４】令和４年２月議会での成年後見制度の利用促進に関する質問等について
資料４を用いて事務局から説明。

松本構成員

ワンストップサービスについては早急に取り組んでいただきたい。後見開始時に、介護保険及び後期高齢者医療保険関係で郵送先の変更などを行うが、課が違ふことにより何度も登記の提出を求められたりすることに疑問を感じる。

ワンストップサービスというものでなくても、課の間で情報を共有できるよう、柔軟な対応をしていただきたい。

事務局

他市でも、申請を受理した課が関係課に情報提供している事例があるので、それらも参考にしつつ検討を進めていきたい。

【その他】

事務局

増田構成員にお聞きしたい。近年、精神障害者に関する市長申立てが著しく増加しており、その発端は病院からの相談ということも含まれる。医療現場にいらっしゃる方の感覚として、精神科医の成年後見制度に関する理解や周知はどのような状況なのか教えていただきたい。

増田構成員

他の精神科医と成年後見制度について話をする機会はあまりないが、これまで本人をサポートしていた家族が高齢になり、そのサポートを受けることができなくなった方が増えていることから、成年後見制度を必要とする方は増加していると感じる。ただ、市長申立てがなぜ増加傾向にあるのか、その理由については明確に答えられない。